

新旧条文対照表

(新)

第7章 公告

(公告の方法)

第52条 この組合において公告しなければならない事項は、T S Iホールディングス健康保険組合のホームページに掲載する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(旧)

第7章 公告

(公告の方法)

第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板上に掲示する。